

議案第178号

平成21年度川崎市一般会計補正予算

平成21年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,945,230千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ615,260,762千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

平成21年11月25日提出

川崎市長 阿部 孝夫

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入

款	項
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
	3 委 託 金
16 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	2 県 補 助 金
18 寄 附 金	
	1 寄 附 金
21 諸 収 入	
	6 雑 入
22 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

予 算 補 正

補 正 前 の 額	補 正 額	計
76,770,315 <sup>千円</sup>	3,346,221 <sup>千円</sup>	80,116,536 <sup>千円</sup>
48,302,331	2,924,740	51,227,071
27,857,785	359,285	28,217,070
610,199	62,196	672,395
14,917,047	360,336	15,277,383
6,627,940	141,369	6,769,309
4,674,988	218,967	4,893,955
334,261	50,000	384,261
334,261	50,000	384,261
58,643,400	506,673	59,150,073
6,688,331	506,673	7,195,004
67,128,000	682,000	67,810,000
67,128,000	682,000	67,810,000
610,315,532	4,945,230	615,260,762

歳 出

款	項
2 総務費	1 職員管理費
	2 総務管理費
	5 徴税費
5 健康福祉費	3 生活保護費
	4 老人福祉費
	5 障害者福祉費
	7 公衆衛生費
	13 施設整備費
6 環境費	4 公園費
9 港湾費	1 港湾管理費
10 まちづくり費	3 整備事業費
12 消防費	1 消防費
13 教育費	1 教育総務費
歳 出	合 計

補正前額	補正額	計
57,002,305 <sup>千円</sup>	△ 226,344 <sup>千円</sup>	56,775,961 <sup>千円</sup>
40,296,728	△ 1,097,148	39,199,580
6,466,832	96,174	6,563,006
6,336,770	774,630	7,111,400
104,841,235	4,851,837	109,693,072
45,251,808	3,522,670	48,774,478
15,807,731	159,950	15,967,681
22,424,423	565,477	22,989,900
6,264,219	19,467	6,283,686
1,493,520	584,273	2,077,793
30,968,619	50,000	31,018,619
6,774,664	50,000	6,824,664
6,144,975	35,805	6,180,780
2,325,542	35,805	2,361,347
43,869,894	286,500	44,156,394
32,191,761	286,500	32,478,261
18,737,651	△ 209,328	18,528,323
18,737,651	△ 209,328	18,528,323
49,217,484	156,760	49,374,244
10,622,599	156,760	10,779,359
610,315,532	4,945,230	615,260,762

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
13 教育費	1 教育総務費	教育用・校務用コンピュータ 整備事業	千円 314,770
	9 教育施設 整備費	柿生中学校校舎等 改築事業	1,415,463
合	計		1,730,233

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
中 原 図 書 館 再 整 備 事 業 費	平成 2 1 年度から 平成 2 4 年度まで	千円 3,520,000

## 第 4 表 地 方 債 補 正

### 1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
学校情報通信技術 環境整備事業	千円 157,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年9.0% 以 内	借入れの日から30力年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

### 2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
社 会 福 祉 施 設 建 設 事 業	千円 2,234,000	千円 525,000	千円 2,759,000

地 方 債 総 合 計	67,128,000	682,000	67,810,000
-------------	------------	---------	------------